

空調保守点検業務仕様書

1 適用

委託業務の実施に当たっては、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版)に基づいて行うこと。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度、協議を行う。

2 点検対象装置

(1) 所在地

宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県庁1号2階、議会棟1階～3階(議場含む)、宮崎県庁2号館
(郵便局含む)

(2) 機種

別紙のとおり

(3) 台数

別紙のとおり

3 委託の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 冷暖房シーズンイン点検の内容

ア 自動制御装置点検調整

イ 電気機器(モーター、マグネットスイッチ等)の点検調整

ウ 改正フロン排出抑制法による定期点検(暖房イン点検時は簡易点検)

※ 空調機の名板等から初期充填されているフロン類の種類及び量を確認し、冷房イン点検後に報告すること。

エ エアークリアフィルターの清掃

オ 送風機作動試験

カ 電気関係の絶縁抵抗測定

キ 試運転計測調整(暖房イン点検時は温度測定のみ)

ク 改正フロン排出抑制法に係る簡易点検

※ 上記ア、イ、カについては、暖房イン点検時は実施しない。

(2) 点検の実施時期

ア 冷房シーズンイン点検

5月30日までに実施すること。

イ 暖房シーズンイン点検

11月30日までに実施すること。

(3) 点検は、委託者の業務に支障のない日時に行うものとし、事前に委託者と協議の上定めるものとする。

また、委託者の都合により入室できず、点検が終了しなかった箇所については、後日、点検を行うものとする。

(4) 保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。

ア ボルト、ナット、ヒューズ類

イ グリース及び潤滑油類

(5) 点検の結果、(4)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。

(6) 委託期間中の点検対象装置の故障などについては、委託者からの呼び出しに応じること。

5 契約金額の変更

仕様書からの変更内容について協議を行い、再度の見積りにおいて決定する。